

会計年度任用職員（御嵩公民館事務職員）を募集します

（令和5年8月1日採用分）

町では、令和5年8月1日から勤務していただく会計年度任用職員を募集します。雇用を希望する方は、申込手続き方法を確認の上、履歴書を生涯学習課生涯学習係に提出してください。

なお、次の条件を満たしている必要があります。

- ① 自力で通勤できる方
- ② 介助者なしで募集する職務の遂行ができる方
- ③ 地方公務員法第16条（下記）の規定に該当しない方

○生涯学習課（問い合わせ先：生涯学習係 電話 0574-67-2111 内線 2311）

職種	募集 人数	勤務場所	賃金	勤務時間	勤務日数	社会 保険	資格・技能
公民館事務員	1	御嵩公民館	128,240 円/月	8：30～17：15	週4日	[共] [雇]	
公民館の管理事務、公民館活動の運営支援の補助が主な業務となります。夜の会議、土日祝日の行事等があります。 基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる方を募集します。 普通自動車免許（MT車を運転できること）が望ましいですが、相談に応じます。							

○表中「社会保険」の欄中、「共」は共済組合、「雇」は雇用保険適用の略です。

○雇用期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日で、勤務成績・業務量などにより雇用を更新する可能性があります。

○性別、年齢、学歴は問いません。

【申込手続き方法】

受付期間	令和5年6月9日（金）～令和5年7月10日（月）17時まで
申込用紙 （履歴書）	町ホームページからダウンロードしてください。 市販の履歴書（JIS規格に準拠しているもの）でも構いません。
提出方法	郵送する場合：〒505-0192 御嵩町御嵩1239-1 御嵩町役場 生涯学習課 生涯学習係 担当：秋田あてに送付してください。 持参する場合：平日の9時から17時までの間に、上記担当までご提出ください。
注意事項	郵送で申し込みする場合は、7月10日（月）に到着した分まで受け付けます。 会計年度職員として採用されても、そのまま正職員に採用されることはありません。
選考方法	面接日は7月19日（水）午前を予定しています。受付期間終了後、書類選考の上、面接時間をお知らせします。（7月14日（金）までに郵送します。）

地方公務員法第16条の規定

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者